

お知らせ

令和7年4月1日 から

入院時の食事負担額が 変わります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月1日より
患者様のご負担金額が下記の通り変更となります。
ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。



入院時食事療養の標準負担額（患者様負担額）

所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様		
区分ア	現役並みⅢ	一食490円 (1日3食1,470円)	一食 510円 (1日3食1,530円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	一食230円 (1日3食690円)	一食 240円 (1日3食720円)
区分オ 長期該当	低所得Ⅱ 長期該当	一食180円 (1日3食540円)	一食 190円 (1日3食570円)
	低所得Ⅰ	一食110円 (1日3食330円)	変更なし